

〔重量税の特例措置の区分〕

「◆」: 新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 なお、平成26年3月31日以前に新車新規登録等を行い免税を受けた車両については、初回継続検査時は50%軽減となりますので、ご注意ください。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 (※)初回継続検査時等の免除の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	10・15モード		JC08モード		区分	重量税の特例措置			取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分	燃費値	低燃費区分		重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)			取得税 (新車) 減免率等
							平成22年度 燃費基準		平成27年度 燃費基準			新車新規検査 2年(家用)	初回継続検査等 2年(家用)		
ハイゼットカーゴ	15297	HAD-S320V			0001	20.0	+32%	—	—						
ハイゼットカーゴ	18079	HBD-S321V			0002	—	—	16.2	+5%	○		5,000			
ハイゼットカーゴ	18079	HBD-S321V			0005	—	—	16.2	+5%	○		5,000			
ミラ	16481	HBD-L275V			0001~0002	24.5	+32%	—	—						
ミラ	16481	HBD-L275V			0005~0006	24.0	+44%	—	—						
ミラ	16481	HBD-L275V※			0009~0010	—	—	22.2	+5%	○		5,000			
ミラ	16482	HBD-L285V※			0007~0008	—	—	21.6	+5%	○		5,000			